

精神障害者の居住支援に関する世田谷トラストまちづくりの取り組みについて

一般財団法人世田谷トラストまちづくり 地域共生まちづくり課

松本 貴子、眞鍋 沙織

(精神障害 住まい 地域の居場所)

1. 目的

高齢者や障害者等が民間賃貸物件を借りる際、年齢や障害等を理由になかなか物件を借りることができない。それは世田谷区も例外ではなく、大きな課題として立ちはだかっている。特に、精神障害者に対しては偏見や拒否感があり、物件探しが難航するのが現状である。こうした課題に取り組むため世田谷トラストまちづくり（通称：「トラまち」）では、不動産業界等の精神障害への理解を促し、住まいが必要な精神障害者に対し、住居確保の支援を試みている。



2. 実践内容

それぞれに対し財団の居住支援サービスを説明し、以下のような活動を実施した。

- (1) 精神障害当事者：物件探しの流れやポイントの説明、理解ある不動産店からの空き物件の情報提供、内見や賃貸借契約の同行、入居後の生活支援や居場所に関する情報提供等
- (2) 不動産店：不動産店を回り精神障害者への理解促進、入居後の支援体制の説明や、様々な医療・福祉サービスに関する情報提供
- (3) 医療・福祉関係者（ご本人の支援者）：物件探しのポイント（緊急連絡先の必要性や居住支援法人等）の説明
- (4) 居場所づくりの支援：「多様な居場所実践研究プロジェクト」と題し、精神障害者が安心して地域生活を送ることができるよう居場所づくり実践者と、空き家等とのマッチングを行う

3. 結果

(1)では、私たちの居住支援サービスを丁寧に説明し、サービス利用同意の有無を確認することで、本人の意思決定権利を尊重することが重要であると感じた。また、物件探しという慣れない場面において、本人に寄り添う相談支援専門員等の支援者の必要性も強く感じた。彼らの存在は本人のみならず、物件を紹介する不動産店への安心感にも大きく寄与する。

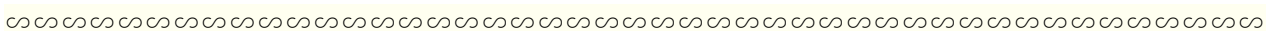
(2)では、訪問看護サービスや訪問ヘルパー、日中の活動場所等について不動産業界にはあまり知られていない現実を痛感した。不動産店や家主が高齢者や障害者等の入居を断る理由として、入居後に対応事案が発生した場合、全て自分たち（管理不動産店や物件オーナー）が対応しなければならないと捉えていることがある。また(3)の医療・福祉関係者においても、物件契約に必要な情報や知識が行き渡っていないと感じることがあった。

最後の(4)についてであるが、精神障害者が参加できる地域の居場所が非常に少ない。そこで、世田

谷区内のまちづくり活動支援を行ってきた私たち財団の持つネットワークを活用し、居場所づくり実践者と空き家物件を繋ぐ取り組みを行っている。この中で、精神障害者の居場所づくりを行う実践者はいるが、居場所として使える場所を見つけることが困難であると分かった。単に両者を繋ぐだけではなく、地域の障害への理解が得られるような取り組みも求められている。

4. 考察と今後の課題

一連の取り組みを通じて、不動産業界と医療・福祉業界の相互理解が必要であると感じた。私たちが中間支援組織として橋渡し役となり、両者の関係を深められるよう、今後も引き続き活動を実施していきたい。互いの役割を正しく理解し、関係者間で連絡を密に行うことで、柔軟に対応できる仕組みづくりを目指す。こうした活動の一つ一つが、次なる住居確保や居場所づくりへと繋がり、精神障害者を含む地域住民全員が安心して生活することができるのではないだろうか。



<助言者コメント>

木本 義彦（世田谷区北沢総合支所長）

（一財）世田谷トラストまちづくりは、平成18年に（財）せたがやトラスト協会と（財）世田谷区都市整備公社が統合して設立されました。住まいに関しては、居住環境を魅力的に守り育てる活動とコミュニティの形成を柱とする中で取組みされています。「地域共生まちづくり課」とは、素敵な名前ですね。余談ですが、私も平成10年にトラスト協会の個人賛助会員となり、今も継続しています。

さて、先ごろ公表された2020年の国勢調査からは、50歳まで一度も結婚したことの無い人の割合を示す50歳時未婚率（以前は生涯未婚率）ですが、男性は25.7%となり、4人に1人を超えました。（女性は16.4%）離婚や死別もあるので、高齢社会にあっては、お一人様が確実に増えていきます。また、世帯の縮小化は、「家族」という含み資産である自助力が低下するので、地域で支え合う共助の必要性も高まります。

そして、一人暮らし高齢者が増えていることに加え、身寄りが無い人、認知症などで意思決定が困難な人への支援が課題となっています。住まいは生きるうえで欠かせない一方で、高齢者の孤独死のリスクを懸念して貸し渋る考えの大家さんもいますし、精神障害者に対しては、偏見や誤解が賃貸契約への不安を助長しているといった話を伺います。

国は平成29年に、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を掲げ、長期入院者を減らし、地域生活への移行について目標を示して取組むとしていますが、そのためには住まいを確保して、当事者が自分らしく暮らせるための支援が欠かせません。

こうした中で、財団の持つ居住支援サービスを活用し、当事者を中心とした関係者に働きかけるチャレンジから、様々な課題を明らかにされました。報告にあるように、当事者の地域生活を支えるために、財団が中間支援組織の役割を担うことで、関係者が相互理解を進めながら、より関係を深めていくという取組みは、それぞれの分野で個として活動してきた者にとっても可能性が広がり、何より当事者にとって頼りになる存在になるものと考えます。

地域の障害への理解が得られることが基盤となるので、是非、粘り強く実践を積み重ねて取組みを広げ、多様な主体がつながる中で、誰もが安心して住み続けることのできる地域共生のまちづくり実現に資することを期待いたします。